

一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン
職員の受託事業に関する人件費規定

2026年4月1日策定

第1条:目的

この基準は、当法人が企業、行政機関またはその他の団体から事業委託を受け(以下「受託事業」という。)、その受託事業を実施するためにかかる人件費をその受託事業収入から支出する場合の支給基準について定める。

第2条:人件費の額

人件費の額は、別表に規定する金額を1日当たりの単価とし、作業に要した日数を乗じた額とする。時間単位で算出する場合は、1日の勤務時間は8時間とし、1日当たりの単価を8で割り、要した時間数を乗じた金額(10円未満を切り上げ)とする。

第3条:交通費および宿泊料

交通費および宿泊料の額は、出張費に関する経理規定に準ずる。

第4条:その他

この基準に定めるもののほか、この基準の運用に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

職員標準日額

職員の階級	上段:標準日額 下段:時間単価	摘要	対象者
代表理事・事務局長	100,000 12,500	代表理事・事務局長・代表	
理事・部門長	80,000 10,000	理事・事務局次長	
職員(A)	54,000 6,750	実務経験7年相当以上の能力がある者	
職員(B)	46,000 5,750	実務経験3年相当以上の「能力がある者	
職員(C)	36,000 4,500	実務経験3年未満の者	
職員助手	28,000 3,500	大学生または大学生相当以上の能力がある者	
アルバイト・パート	16,000 2,000		

一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン
視察受入、講演に関する規定

2026年4月1日策定

第1条:目的

この基準は、当法人が企業、行政機関その他の団体からの依頼に基づき、講演や視察の受入れ等を実施する際にかかる費用の支給基準を定める。

第2条:視察受入、講演に関する費用

視察受入れおよび講演に関する費用は、別表に定める金額を1時間あたりの単価とする。

第3条:交通費および宿泊料

交通費および宿泊料の額は、出張に関する経理規程に準じる。

第4条:その他

この基準に定めのない事項については、その運用に必要な事項を代表理事が別途定める。

職員標準

職員の階級	標準額(円/1時間)	摘要
代表理事・理事・事務局長・事務局次長	100,000	代表理事・理事・事務局長・事務局次長
職員(A)	70,000	部門長、実務経験5年相当以上の能力がある者
職員(B)	50,000	実務経験3年相当以上の能力がある者
職員(C)	30,000	その他職員

一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン
職員の出張費に関する経理規程

2026年4月1日 策定

第1条: 目的

この経理規程(以下「この規程」という)は、役員及び職員が法人の用務により出張する場合に支給する旅費、勤怠に関して定める。

第2条: 出張の定義

この規程において出張とは会社の用命により、事務所又は自宅から事務所以外の用務地に赴き、用務を遂行し、事務所又は自宅に帰着することをいう。

第3条: 旅費

- この規程に定める旅費は以下の通りとする。
- 旅費は事務所又は自宅を起点として計算される。ただし、自宅事務所間の通勤経路と重複する部分は除くものとする。

第4条: 交通費

- この規程でいう交通費には、鉄道運賃、車賃、船賃及び航空運賃等を含むものとし、実費を支払うものとする。
- 自家用車を利用する場合は、**1kmあたり30円**(ガソリン代相当17円、車両費相当13円)として計算する。
- 鉄道は原則として普通車を利用するものとする。
- 指定席のある列車の場合は、原則として指定席を利用するものとする。
- 予め法人がその必要を認めた場合は、グリーン車を利用することができる。

第5条: 勤怠

- 当法人の職員が出張中において業務を行う場合、その勤怠は通常の勤務と同様に記録するものとし、リモート勤務が可能な職種においては、移動の有無を問わず、当該時間に業務を行っている場合は勤務時間として取り扱う。
- ただし、出張中は当該出張の目的に沿った業務を優先して遂行することを原則とする。

第6条: 宿泊料

宿泊料は実費を支払うものとする。なお、上限は以下のとおりとする。出発から帰着までの泊数を支給する。

職員の階級	宿泊料(税抜)		
	A: 旅館・ホテル (東京区内)	B: 旅館・ホテル (A. 以外)	C: その他
役員・外部講師	20,000	15,000	5,000
一般職員	16,000	13,000	4,000
インターン・学生等	13,000	11,000	3,000

注) 宿泊料Cに該当するのは、車中泊・知人宅・親類宅・実家に宿泊した場合など。

第7条: 宿泊料の特例: 宿泊料を出張者が自ら負担しないときは、宿泊料は支給しない。

第8条: その他

この規程に定めるものの他、この規程の運用に関し必要な事項は代表理事が別に定める。